

最終更新日: ~~2019~~2020年 58月 144日

## 利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条(規約)

本規約は、株式会社士道(以下「当社」といいます。)が提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し、当社と利用者の間に適用されます。

2 本サービスは複数の個別サービス(以下「個別サービス」といいます。)で構成されます。一部の個別サービスの利用に際しては、本規約のほか、個別サービスごとに別途利用規約(以下「個別規約」といいます。)が用意されている場合があります。その場合は、個別規約は本規約の一部として、当社と利用者の間に適用されます。

3 個別規約が用意されている場合は、個別規約が本規約に優先して適用され、個別規約に定めがないものについては本規約が適用されます。

## 第2条(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

### (1)利用者

本規約に同意の上、当社と本サービスの利用に関する契約(以下「本利用契約」といいます。)を締結した法人、団体、組合または個人をいいます。

### (2)登録情報

本サービスを利用する前提として登録することが求められる、当社が定める利用者に関する情報をいいます。

### (3)利用者情報

本サービスのために当社が管理するサーバーに保存された各種情報や通信記録その他の利用者的一切の情報をいい、登録情報、本サービスを通じて当社が提供または利用者が取得した情報を含みます。

### (4)当該研究

当社がサポートする対象となる研究をいいます。

### 第3条（規約の変更）

当社は、いつでも、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができます。

2 当社が本規約の内容を変更し、その変更内容を利用規約の定めに従い利用者に通知した場合、通知において指定された期日以降（ただし、通知において期日を指定しない場合には、当社が通知を発した当日を期日とします。）に、本サービスを利用した場合、変更後の本規約に同意したものとみなし、変更後の本規約が適用されます。利用者が通知において、指定された期日内に解約の手続きをとらなかった場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

### 第4条（通知）

当社は、本サービスに関連して利用者に通知をする場合には、本サイトに掲示する方法または登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。

2 前項に定める方法により行われた通知は、前者の場合には通知内容が本サイトに掲示された時点で、後者の場合は当社が電子メール・文書を発信した時点で、それぞれその効力を生じるものとします。

3 本サービスに関する問い合わせその他利用者から当社に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

## 第2章 契約の成立

### 第5条(本利用契約の成立)

本利用契約は、本サービスの利用を希望する者が、当社が指定する方法で申込みを行い、見積を依頼し、これに対して当社が見積を提示し、利用者が利用料金発注連絡を当社指定の銀行口座へ振り込んだことが確認できた時点で成立するものとします。また、本サービスの利用を希望する者が、当社が指定の銀行口座へと振り込みを行ったその時点で、当該申込者は本規約に同意したものとみなされます。

2 利用者は、当社が前項の申込みを受諾した日(以下「契約成立日」といいます。)から本サービスを利用できるものとし、本業務がすべて終了し(解約または解除による終了を含む)、かつ利用者への当社からの納品が全て完了する時まで有効に存続するものとします。

3 前項の定めにかかわらず、第22条(秘密保持)の規定と、第26条(準拠法、管轄裁判所)の規定は、本契約終了後も期間の定めなく、それぞれ有効に存続するものとします。

4 当社は、利用者からの申し込みを受諾する際に、契約期間、料金、振込口座等の必要な情報を、利用者に連絡するものとします。

#### 第6条(利用料金および支払方法)

利用者は、当社に対して、本サービスの利用の対価として、当社が個別サービスごとに別途定める利用料金(概算額一覧参照)を~~全部または一部を、前払いにて~~支払うこととします。支払い時期および分割の場合には、残額を最終成果物納品支払いとするか一括支払いとするかは、発注時にお支払いいただきます利用者当社にて相談して決めることとします。なお、ご入金の際のお振込手数料は、利用者のご負担とさせていただきます。

[概算額一覧](#)

2 利用者は、利用料金を、当社より発行する請求書に基づき、銀行振込により当社指定の期日までに支払うものとし、当社に故意または重過失が認められる場合を除き、受領した利用料金の返金には応じません。

3 本サービスを利用するために必要となる通信費(当社 WEB サイト利用のために発生する通信費を含みます。)、および通信機器等は、利用者の負担と責任により準備するものとします。

### 第3章 サービス利用上の注意事項

#### 第7条(登録情報の変更)

利用者は、登録情報に変更が生じた場合には、当社が指定する方法により速やかに届出を行います。当社は、登録情報の変更の届出がなされなかったことにより利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第8条(本業務資料の提供)

利用者は、当社が本業務を実施するために必要な情報、データおよび資料(以下「本業務資料」という)を当社に提供します。

## 第9条(本業務資料の保管および管理)

当社は、本業務資料およびその複製物の保管および管理について、滅失、毀損、盗難および漏洩がないよう、適切な措置を講じるものとし、当社は本業務資料の保管および管理について一切の責任を負います。

2 当社は、本業務資料を本業務の実施以外の目的に使用いたしません。

3 当社は、本業務資料およびその複製物を本業務終了後速やかに利用者に返却します。本契約が終了した場合も同様とします。ただし、当社が電子媒体で入手した資料に関しては、この限りではありません。

4 前項にかかわらず、本業務終了前であっても必要が生じた場合は、当社は利用者の請求により本業務資料およびその複製物の全部または一部を利用者に返却します。ただし、当該返却による本業務の遅延、中断等について、当社は一切の責任を負いません。

## 第10条(検査)

当社は、以下のスケジュールの通り利用者に成果物を納品します。社内のリソース状

況により納品が遅延することが想定される場合、利用者の申し込みから3営業日以内に利用者に連絡します。

(1) 割付システム

支払いから3営業日以内

(2) データマネジメント(TORUKUN.com)

システムの設定: 支払いから3営業日以内

データ納品: 最終データアップロード完了から15営業日以内

(3) 統計解析

データ入手から10営業日以内

(4) スライド作成

データ入手から5営業日以内

(5) 論文サポート

構成案作成: 支払いから10営業日以内

論文案作成: 構成案確認後1ヶ月以内

英訳の突き合わせ校正: 英訳入手後10営業日以内

(6) その他

個別に納期を調整



2 利用者は、成果物の納入後 14 日以内に、成果物が個別規約の要件定義その他合意した仕様に適合しているか否かの検査を行い、その結果を当社にメールにて通知することとします。

3 利用者から前項に定める期間内に結果の通知がない場合は、納入後 14 日を経過した成果物については、検査に合格したものとみなします。

4 成果物の納入後 14 日以内に、通常の検査では発見できない瑕疵が発見された場合には、当社は、利用者の指示に従い、当社の責任と負担で成果物の修正等を行ったうえで、再度利用者に納入します。

5 前項に定める場合を除き、検査終了後に発見された瑕疵については、当社の故意または重大な過失によるものを除き、当社は何らの責任も負いません。

#### 第11条(成果物の保管)

当社は成果物を業務完了日から 10 年間保存します。利用者が 10 年以上の保管を希望する場合、その方法、期間および料金等は、両者協議のうえ別途定めます。

## 第12条(指示)

利用者は、契約締結後に、本業務の実施に関し当社に指示を行う場合は、書面または電子メールにより行うこととします。ただし、緊急やむを得ず口頭により指示を行ったときは、利用者は、当該指示を行った日から7日以内にその内容について書面または電子メールにより当社に通知しなければなりません。この場合、当該書面または電子メールの内容が利用者の指示の内容のすべてとします。

2 当社は、本業務を実施するため、利用者の指示が必要となった場合は、書面または電子メールにより利用者に問い合わせ、利用者は当該問合せを受領した日から7日以内に前項の指示を行うものとします。

3 前各項の場合、当社は、利用者の指示に従い本業務を実施します。

4 本条に定める指示は、サービスごとに定める個別規約の要件定義に定める内容を変更するものであってはならず、個別規約の要件定義に定める内容の範囲を超える指示については、当社は従うことができません。

## 第13条(禁止行為)

利用者は、本サービスに関連して次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 当社に対して虚偽の申告をする行為
- (2) 当社もしくは第三者の財産(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、信用、肖像またはパブリシティに係る権利、その他の権利・利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (3) 前号以外で当社もしくは第三者の権利・利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (4) 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (5) コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為、またはそのおそれのある行為
- (6) 前号に定めるものの他、不正アクセス行為等当社による業務の遂行、本サービスの実施もしくは当社の通信設備等に支障を及ぼし、またはそのおそれがあると当社が判断する行為

## 第4章 解約

### 第14条(本サービスの解約)

利用者または当社は、相手方が本契約に定める義務の全部または一部に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず相手方が当該期間内に是正または履行しない場合、本契約を解除することができます。

2 利用者または当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 本規約に違反する行為を行った場合
- (2) 相互に提供された登録情報の全部または一部につき、悪質な「虚偽・誤記・記載漏れ」があった場合
- (3) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (4) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または解散(法令に基づく解散も含む)、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
- (6) 手形もしくは小切手を不渡りとし、その他支払不能または支払停止となったとき

3 利用者または当社は、前項各号のいずれかに該当する場合、相手方に対するすべての債務について、当然に期限の利益を失います。

4 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する本契約に基づく損害賠償の請求を妨げません。

## 第5章 サービスの停止、変更および終了

### 第15条(サービスの停止)

当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、事前に利用者に通知をすることなく、本サービスの一部または全部を停止することができます。

- (1) 当社の責めに帰することができない事由により、本サービス提供にあたり必要なシステム、設備等に、障害が発生し、メンテナンス等が必要となった場合
- (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、本サービスの提供を行うことが困難になった場合
- (3) 非常事態(天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、官の処分、労働争議等)の発生により、本サービスの提供が困難になった場合、または困難になる可能性のある場合
- (4) 法令規制、行政命令等により、本サービスの提供が困難になった場合

(5)その他、当社の責めに帰することができない事由により、当社がサービス提供を中止することが必要やむを得ないと判断した場合

2 当社は、前項に基づいて本サービスを停止することとなった場合には、状況を把握次第、可及的速やかに利用者に連絡しますが、サービスを停止したことにより利用者および第三者に生じた損害および不利益につき一切の責任を負いません。

#### 第16条(サービスの変更)

当社は、当社の裁量により、利用者の不利益にならない意図で、本サービスの一部の内容を追加または変更することができます。

#### 第17条(サービスの中止および終了)

当社は、サービスを常に良好な状態でご利用いただくために、サービスの運営に支障が生じると判断した場合、新規サービス提供の全部または一部を中断または停止することができるものとします。なお、既にご利用中のサービスに関しては、第15条にて定める事態が生じない限り、受託後は納品まで責任をもって対応いたします。

### 第6章 一般条項

## 第18条(保証)

当社は、本サービスが推奨環境において機能するように合理的な最大限の努力を行います。但し、当社は、利用者情報および利用者より提供される本業務遂行にあたり必要な情報が、正確性、正当性、有用性、完全性等を有することを保証するものではありません。利用者は、利用者情報について、自らの判断および責任において必要に応じ変更、修正等を行ったうえで利用するものとします。

## 第19条(知的財産権)

成果物の所有権、著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)等一切の権利は、利用者に帰属します。また、当社は、成果物に関し著作人格権を行いません。

2 前項にかかわらず、本業務を実施するうえで当社が利用した、当社が従来から権利を有している概念、発明、手法、著作物、技術等(以下、概念から技術までを併せて「独自技術」という)、または本業務の実施の際に独自技術の利用により新たに当社が取得したものに關する権利は当社に留保されます。

## 第20条(損害賠償及び免責)

当社は、本サービスに関して、利用者に生じた損害について、当社に故意または重過失が認められる場合には、当該損害の直接の原因となったサービスについて、当該利用者から受領した利用料金を上限としてその損害を賠償するものとし、それ以外の損害については一切の責任を負いません。

2 利用者は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関して当社に損害を与えた場合、当社に対し当社に生じた損害を賠償しなければなりません。

3 本サービスに関して利用者と第三者との間に紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用で解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害(弁護士費用を含みます。)を補償するものとします。

## 第21条(委託)

当社は、自己が利用者に対して負うのと同等の義務を当該第三者に課すことを条件として、本件業務の一部を第三者に再委託することができるものとします。

## 第22条(秘密保持)

利用者および当社は、本研究または本業務を通じて知り得た相手方の業務上または



技術上の秘密(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないこととします。ただし、法令に基づく開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求の限度で、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができます。

2 利用者および当社は、本研究または本業務を通じて知り得た本研究の被験者の秘密および個人情報を秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならないこととします。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に当たらないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

2 当社は、利用者情報の属性集計・分析を行い、利用者が識別・特定できないように加工したもの(以下「社内統計資料」といいます。)を作成し、本サービスおよび当社のその他のサービスのために利用することがあります。また、社内統計資料を第三者に開示することがあります。

3 当社は、利用者情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、合理的な最大の安全対策を講じます。

4 当社と利用者との間に、契約が成立しなかった場合であっても、利用者から情報提供された内容について、当社はその秘密を保持し、第三者に開示または漏洩いたしません。

## 第23条(個人情報)

当社の個人情報の取り扱いについてはプライバシーポリシーに定めるとおりとします。

2 当社は、本利用契約の終了後も、プライバシーポリシー記載の利用目的の範囲内で利用者および利用者の個人情報を利用できるものとします。

#### 第24条(権利義務の譲渡禁止)

利用者および当社は、相手方の事前の書面による承諾のない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第25条(反社会的勢力の排除)

利用者および当社は、本契約締結時において、自らまたはその役員もしくは経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)または反社会的勢力と密接な関係を有する者(反社会的勢力に協力し、または反社会的勢力を利用する者を含むがこれらに限られないものとし、以下「反社会的勢力」とあわせて「反社会的勢力等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 利用者および当社は、自らまたは第三者を利用し、相手方に対して、暴力的または不当な要求行為およびそれらに類する行為を行わないことを確約します。

3 利用者および当社は、本契約に関連して第三者と契約(以下「関連契約」という)を締結する場合において、関連契約の当事者が反社会的勢力等に該当することが判

明した場合、直ちに関連契約の解除その他の反社会的勢力等の排除のために必要な措置を講じなければなりません。

4 利用者および当社は、相手方が第1項または第2項に違反した場合、反社会的勢力等の排除のために必要な措置を講ずるよう相手方に申し入れることができます。

5 利用者および当社は、相手方が第3項に違反したとき、または、前項の申入れを受けた相手方が合理的な期間内に当該措置を講じないときは、催告その他何らの手続を要することなく直ちに本契約および個別契約を解除できるものとします。

6 利用者および当社は、前項の規定により相手方が本契約および個別契約を解除した場合、相手方に対し、損害賠償を請求することはできません。

## 第26条(準拠法、管轄裁判所)

本規約および本利用契約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。

2 本利用契約に関して利用者と当社との間に紛争が生じた場合には、信義誠実の原則に基づく協議により解決を図るものとします。万一訴訟の必要が生じた場合の本契

約に関する一切の紛争にかかる第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。